

★与党(自民党・公明党)が令和3年度税制改正大綱を発表

令和2年12月10日(木)に令和3年度税制改正大綱が与党自民党・公明党から発表されました。今回は個人向け改正点の速報をご案内します。個人関連では、贈与税の非課税措置の要件厳格化が目立つ改正点でした。なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は1月の通常国会で提出の見込みです。皆様には今年一年間本当に大変お世話になりました。来年は新型コロナウイルスが一日も早く収束することを切に願うばかりです。皆様どうぞ良いお年をお迎えください。(長掛栄一)

◎令和3年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等									
相続税 ・贈与税	国際金融都市に向けた税制上の措置	国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととする。										
	直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額を、次の通り引き上げる。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等</td> <td>省エネ等住宅:1,200万円 上記以外:700万円</td> <td>省エネ等住宅:1,500万円 上記以外:1,000万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の住宅用家屋の新築等</td> <td>省エネ等住宅:800万円 上記以外:300万円</td> <td>省エネ等住宅:1,000万円 上記以外:500万円</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正案	消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	省エネ等住宅:1,200万円 上記以外:700万円	省エネ等住宅:1,500万円 上記以外:1,000万円	上記以外の住宅用家屋の新築等	省エネ等住宅:800万円 上記以外:300万円	省エネ等住宅:1,000万円 上記以外:500万円	令和3年1月1日以後の贈与に適用
			現行	改正案								
		消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	省エネ等住宅:1,200万円 上記以外:700万円	省エネ等住宅:1,500万円 上記以外:1,000万円								
上記以外の住宅用家屋の新築等	省エネ等住宅:800万円 上記以外:300万円	省エネ等住宅:1,000万円 上記以外:500万円										
<ul style="list-style-type: none"> 受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を40㎡以上に引き下げる。 												
直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	<ul style="list-style-type: none"> 次の措置を講じた上で、その適用期限を2年延長する。 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において、受贈者が23歳未満、学校等に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く)には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。 上記により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。 	令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用										
直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	<ul style="list-style-type: none"> 次の措置を講じた上で、その適用期限を2年延長する。 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。 受贈者の年齢要件の下限を18歳以上に引き下げる。 	令和3年4月1日以後(年齢要件は令和4年4月1日以後)の信託等により取得する信託受益権等について適用										
所得税 ・住民税	住宅ローン控除制度の特例創設	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率10%課税の住宅を一定期間の間に取得(「特別特例取得」)した個人が、取得した家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例を適用できることとする。 上記の特例は、個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用できることとする(控除を受けようとする年分の合計所得が1,000万円を超える年については適用しない)。 	令和4年1月1日以後に確定申告書を提出する場合について適用									

税目	項目	内容	時期等
所得税 ・住民税	社債利子、償還金に対する課税の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 同族会社の発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が受けるものを、総合課税の対象とする。 当該個人及びその親族等が支払を受けるその同族会社が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とする。 ※ 対象者は法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係のある個人等をいう	令和3年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用
	セルフメディケーション税制	次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。 <ul style="list-style-type: none"> 所要の経過措置を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。 スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品（スイッチOTC医薬品を除く）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるものを対象に加える。 取組関係書類の添付を不要とする。 	令和4年分以後の所得税に適用
	適用期限の延長	下記特例の適用期限を3年延長 <ul style="list-style-type: none"> 特定の民間住宅地造成事業のために土地を譲渡した場合の1,500万円の特別控除（一部条件見直しあり） 	
	子育て助成事業等のために給付される金品の非課税化	国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるために給付される金品については、所得税を課さないこととする。	令和4年分以後の所得税に適用
法人税 ＝抜粋＝	中小企業者等の軽減税率の特例	適用期限を2年延長	
	所得拡大促進税制の見直し	次の見直しを行った上、適用期限を2年延長（所得税も同じ） <ul style="list-style-type: none"> 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることの要件を、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件に見直す。 その他一定の見直しを行う。 	
固定資産税	土地に係る固定資産税の負担調整措置	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。 令和3年度限りの措置として次の措置を講ずる 宅地等及び農地については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする（下落した場合を除く） 	
登録免許税 不動産取得税	適用期限の延長	次の特例の適用期限を延長＜一部抜粋＞ <ul style="list-style-type: none"> 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（2年延長） 相続に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置（保存登記を加えた上で1年延長） 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置（3年延長） 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置（3年延長） 	
納税環境整備	国税の押印義務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。 ① 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類 ② 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類	令和3年4月1日以後に提出する税務書類について適用